

# 茅ヶ崎市ごみ収集車広告掲載募集要領

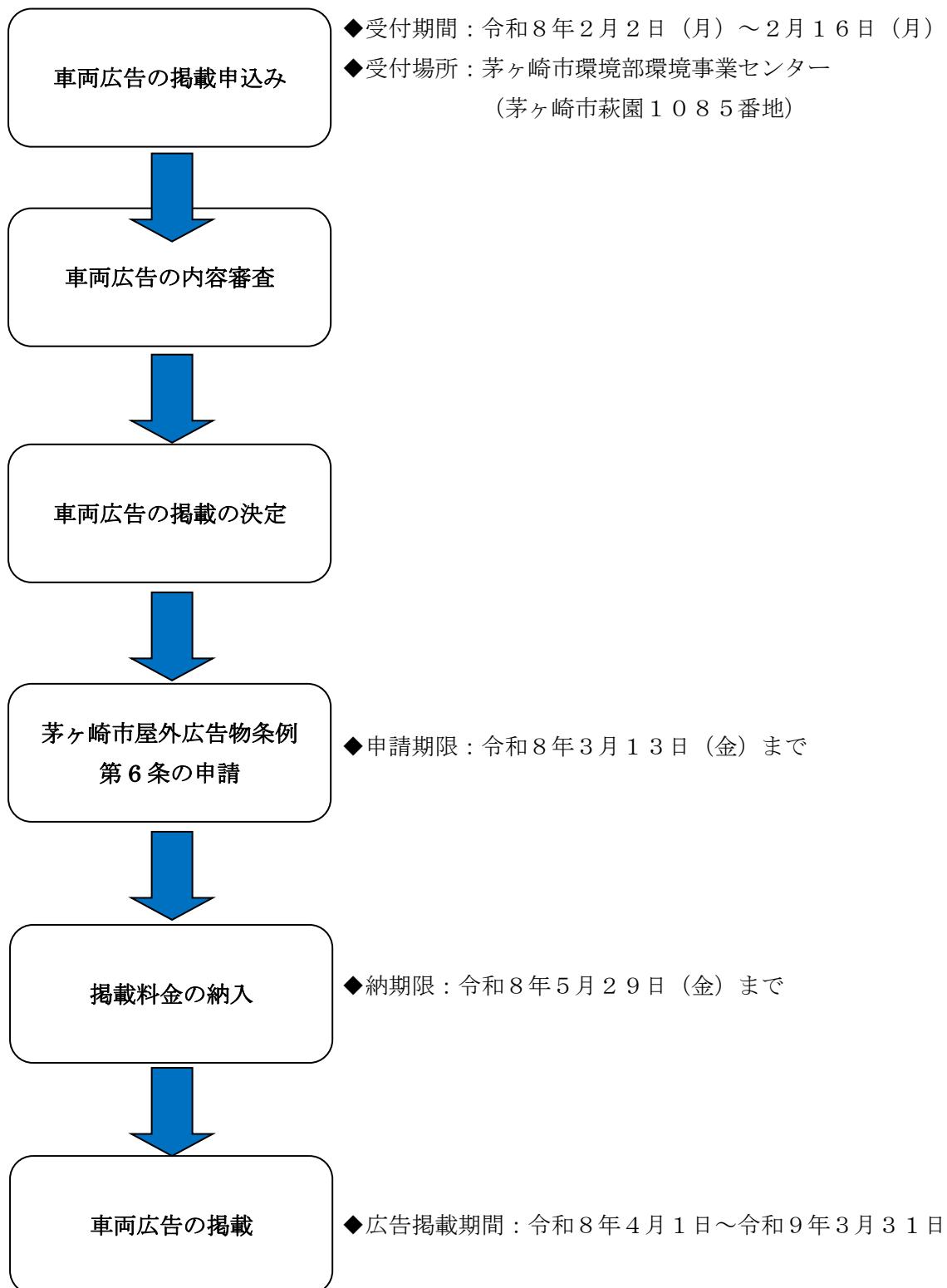
## (令和8年度分募集)

## 茅ヶ崎市環境部環境事業センター

## 目 次

1	車両広告の規格、掲載位置、掲載台数及び掲載料金	3
2	車両広告の掲載期間	3
3	車両広告の内容	3
4	車両広告の図案及び色彩	4
5	車両広告の広告媒体	4
6	車両広告の掲載ができない者	4
7	車両広告の掲載申込み	4
8	車両広告の内容審査	5
9	車両広告の掲載の決定	5
10	茅ヶ崎市屋外広告物条例第6条の申請	6
11	掲載料金の納入	6
12	広告媒体の取り付け	6
13	広告主の責任等	6
14	車両広告の掲載取消	7
15	取りやめの申出	7
16	掲載料金の還付	7
17	掲載車両の原状回復の義務	7
18	その他の注意事項	7
	《茅ヶ崎市ごみ収集車広告掲載申込書》	8
	《茅ヶ崎市ごみ収集車広告掲載取消決定通知書》	9
	《茅ヶ崎市ごみ収集車広告掲載決定通知書》	10
	《車両広告掲載例》	11

## 『車両広告掲載への流れ』



茅ヶ崎市ごみ収集車広告掲載募集要領  
(令和8年度分)

この要領は、茅ヶ崎市（以下「市」という。）が管理するごみ収集車（以下「車両」という。）の車体への広告（以下「車両広告」という。）の掲載について、茅ヶ崎市屋外広告物条例（平成22年茅ヶ崎市条例第45号）、茅ヶ崎市ごみ収集車広告掲載取扱要綱及びその他関係諸法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとします。

車両広告の掲載を希望される方は、次の各事項をご確認のうえ、お申込みください。

1 車両広告の規格、掲載位置、掲載台数及び掲載料金

車種	規格 (縦×横)	掲載位置	掲載 台数	掲載料金 (1台/年額)	月平均 走行距離
ごみ 収集車	60cm×180cm	片側面	20台	45,455円	約1,200km
	60cm×180cm×2枚	左右側面		72,728円	
	40cm×100cm	後面		18,182円	

※掲載例は、本要領11ページ《車両広告掲載例》を参照してください。

※ごみ収集車は、土日、年末年始を除く毎日、茅ヶ崎市内を走行しています。

※別途消費税及び地方消費税を加算する。

※消費税及び地方消費税を加算した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

2 車両広告の掲載期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 車両広告の内容

車両広告の内容は、公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第2条（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第8項に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条に規定する製造たばこに係るもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (7) 労働者の募集に係るもの

- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (9) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (10) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (11) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (12) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (13) 世論が大きく分かれているもの
- (14) 個人の宣伝に係るもの
- (15) 市政運営に支障があると認められるもの
- (16) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が車両を媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

#### 4 車両広告の図案及び色彩

図案、色彩及び意匠は、次の各号に該当しないものとします。

- (1) 道路交通法上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 地色が高彩度の色彩のもの
- (5) 都市景観との調和を損なうもの
- (6) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれのあるもの

#### 5 車両広告の広告媒体

- (1) 車両広告の広告媒体は、車両用表示フィルム（再剥離タイプ）等を掲載位置に貼付する方法とします。貼付は、車両の運行に支障がないように行ってください。また、広告媒体を撤去したときに車体の塗装等に剥離を生じさせないようにしてください。
- (2) 車両広告の広告媒体は、車体に剥離等を及ぼす資材等を使用することはできません。

#### 6 車両広告の掲載ができない者

- (1) 市区町村民税を滞納している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、車両広告を掲載する者として適当でないと認められる者

#### 7 車両広告の掲載申込み

- (1) 受付期間  
令和8年2月2日（月）から同月16日（月）までの間（いずれの日も午前8時30分から午後4時30分まで。土曜日、日曜日は受付を行いません。）。
- (2) 受付場所  
茅ヶ崎市環境部環境事業センター（茅ヶ崎市萩園1085番地）

### (3) 提出書類

- ア 茅ヶ崎市ごみ収集車広告掲載申込書（茅ヶ崎市車両広告取扱要綱第1号様式）
- イ 市区町村民税の納税証明書又は領収証書の写し
  - (ア) 法人の場合  
納期限の到来している直近の納税証明書又は領収証書の写し
  - (イ) 自営業者又は個人の場合  
当該年度の市区町村民税の納税証明書又は領収証書の写し
  - (ウ) その他  
納税証明書又は領収証書の写しを提出する場合は、申し込み時にその原本を提示する必要があります。
- ウ 事業内容を明らかにする書類  
会社のパンフレット等（広告に係る業が、国、県、市又はその他の団体等の許可等を要している場合はその書面の写し）
- エ 広告のデザイン（実際に掲載する色彩で作成したもの）

### (4) 申込台数

今回の募集で申込みの可能な台数は、申込み1件につき1台とします。ただし、申込台数に余剰がある場合には、複数台数の申込ができます。

### (5) 注意事項

- ア 申込件数が受付期間内に募集件数に満たない場合には、申込み締切の翌日から隨時申込みを受け付けます。その際の広告掲載期間の終期は令和8年3月31日までとすることとし、始期はその都度定めるものとします。
- イ 申込件数が掲載台数を超える場合は、抽選で掲載者を決定します。

## 8 車両広告の内容審査

市長は、広告のデザインを審査の結果、当該審査に係る広告の内容に修正をすべき箇所について、その修正を申請者に求めることができます。

## 9 車両広告の掲載の決定

- (1) 次の各号に該当する場合には、車両広告の掲載をできません。
  - ア 車両広告の内容が、本要領3の各号に該当すると認められるとき。
  - イ 申請者が、本要領6の各号に該当すると認められるとき。
  - ウ 申請者が、本要領7(3)各号の提出書類を提出しないとき。
  - エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- (2) 上記(1)に該当しない車両広告について、掲載決定を行い、車両広告の掲載に係る決定を通知します。

## 10 茅ヶ崎市屋外広告物条例第6条の申請

車両広告の掲載に係る決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、必ず茅ヶ

崎市屋外広告物条例第6条の申請を行ってください。手続きは、次のとおりです。

なお、申請書、申請書別紙は景観みどり課で配布しています。（市のホームページでも取得可能です。）別途、申請手数料（500円）が必要です。

(1) 申請期限

令和8年3月13日（金）まで

(2) 受付場所

茅ヶ崎市都市部景観みどり課（茅ヶ崎市役所本庁舎3階）

(3) 提出書類（提出部数：2部）

ア 申請書

イ 申請書別紙（車両広告の概要を記入するもの）

ウ 現況写真（本要領の11ページ《車両広告記載例》のコピー）

エ 広告のデザイン（実際に掲載する色彩で作成したもの）

オ 茅ヶ崎市車両広告掲載決定通知書の写し

カ その他必要な書類については、景観みどり課へ確認してください。

(4) その他

随時申込みの場合には、その都度定めた期日までに申請書を提出してください。

## 11 掲載料金の納入

(1) 納付方法

広告主は、市の発行する納入通知書により掲載料金を納入してください。納入通知書は、車両広告の茅ヶ崎市屋外広告物条例第6条の許可決定後に送付します。

(2) 納期限

令和8年5月29日（金）まで

（随時申込みの場合には、その都度定める期日とします。）

## 12 広告媒体の取り付け

(1) 車両広告の掲載決定後の掲載期間始期日以降の指定した日時に広告媒体の取り付け作業を行って下さい。作業には市職員が立ち会います。

(2) 広告媒体の取り付け作業は、市の指導に基づき行ってください。

## 13 広告主の責任等

(1) 車両広告の掲載内容及び管理に関する責任は、広告主が負うものとします。

(2) 車両広告の製作、掲載、撤去等は、広告主が自己の負担により行うものとします。

(3) 広告主は、車両広告の掲載について支出した費用等を市長に請求できません。

(4) 車両広告の内容を修正する場合は、茅ヶ崎市屋外広告物条例第12条第1項の規定による許可が必要となります。

## 14 車両広告の掲載取消

次の各号のいずれかに該当するときは、車両広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 車両広告の内容が、本要領3の各号に該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が、本要領6の各号に該当すると認められるとき。
- (3) 広告主が、本要領11の期日までに掲載料金を一括して納入しなかったとき。
- (4) 広告主が法人等の場合にあっては、解散、休業、閉鎖等をしたとき。
- (5) 広告主が事業を営む個人の場合にあっては、廃業又は休業したとき。
- (6) 茅ヶ崎市屋外広告物条例に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

## 15 取りやめの申出

車両広告の掲載を取りやめようとするときは、書面により市長に申し出てください。

## 16 掲載料金の還付

既納掲載料の還付は、基本的には行いません。ただし、市の都合により車両広告を掲載できなくなった場合には、その額の全部又は一部を還付することがあります。

## 17 掲載車両の原状回復の義務

広告主は、車両広告の掲載期間が満了したとき又は車両広告の掲載取消をされたとき、若しくは広告主が自らの都合により車両広告の掲載を取りやめの申出をしたときは、市長が指定する期日までに広告主の負担により車両広告を撤去しなければなりません。この場合、車体塗装等に剥離等が生じた場合は、広告主が原状に復するものとします。

## 18 その他の注意事項

この要領に定めのない事項については、茅ヶ崎市車両広告取扱要綱及びその他関係法令の定めるところによります。